

有償インターンシップの 受入れに対して補助金を支給します。

府内学生就職促進応援事業費補助金のご案内

新型コロナウイルスの影響により、現在学生のインターンシップやアルバイトへの参加が困難になり、収入の減少や京都府内企業への理解を深める機会が減少しています。そこで、京都府内の中小企業等を対象に、中長期かつ有償のインターンシップを実施し、学生等を受入れる場合にその費用の一部を助成します。

概要

■ 対象事業者

府内中小企業で次に掲げる要件を全て満たす者

1. 学生等を対象とした中長期有償インターンシップを実施すること
2. 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業の事業主であること
3. 京都府税の滞納がないこと

※上記の他にも要件があります。詳しくは京都府ホームページをご確認ください。

■ 補助対象事業

学生等を対象とした中長期有償インターンシップの実施
（補助対象期間：交付決定～令和3年3月15日）

※令和3年2月15日までに学生等を雇用することが必要です。
※既に雇用した学生は対象とはなりません。

■ 補助対象経費

- ・学生等に支払う賃金
- ・受入にあたり新型コロナウイルス感染防止策に係る経費
- ・その他知事が必要と認める経費

■ 補助額

1. 受入期間が1ヶ月以上2ヶ月未満の場合 上限8万円
（受入期間の従事日数が11日以上を指します。）
 2. 受入期間が2ヶ月以上の場合 上限16万円
（受入期間の従事日数が22日以上を指します。）
- ※補助対象は1事業者あたり1人が上限です。

■ 申請期間

令和2年10月16日（金）～令和3年2月15日（月）必着

※補助金は予算の範囲内で交付するため、期間内であっても募集を終了すること、あるいは希望された金額を交付できない場合もありますので、御了承願います。

申請から支給の流れ

① 交付申請書のご提出

交付申請書（交付申請書・事業計画書）を京都府商工観光労働部人材確保推進室にご提出ください。申請書は京都府ホームページからダウンロードできます。▶http://www.pref.kyoto.jp/koyou/news/gakusei_hojokin.htm



② 有償インターンシップのお受入

学生の受入れ期間中は勤務実態が確認できる記録（出勤簿や業務日報等）を残してください。

③ 実施報告の提出

①事業実施報告書、②事業費精算書、③学生等の勤務条件等が確認できるもの（労働条件通知書の写しや雇用契約書の写し等）、④学生等の勤務実態が確認できるもの（出勤簿の写しや賃金台帳の写し等）、⑤支出が確認できるもの（給与明細書の写しや領収書の写し等）の5点を京都府商工観光労働部人材確保推進室にご提出ください。各種書類の審査後、補助金を支給します。



有償インターンシップは「学生インターン・バイト応援センター」で募集することができます。併せてご活用ください。詳しくは「学生インターンバイト応援センター」ホームページをご覧ください。



お問合せ
お申込み

京都府商工労働観光部 人材確保推進室

（京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ西館3階）

【受付時間】月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）9時～12時、13時～17時

TEL.075-692-3232

FAX.075-682-8924